



【社長から～心にとめておきたい言葉】

売る前のお世辞より売った後の奉仕、これこそ永久の客を作る。

【まごころ通信】by小峰裕子

第61話 自分はだれ？

繁忙期に入り、店内も慌ただしくなってきました。例年3月中旬あたりから忙しさと追いかけてこですが、春のお彼岸もちょうどその頃、重なりますね。

お墓の前で手を合わせると、なぜだかホッとします。お彼岸だからと言わず、もっと気軽に墓参りができたら良いのですがそうもいかず。せめて自宅で毎朝ご先祖様を敬い、安らかにいて下さいと祈る気持ちには必要なと感じます。

私たちはひとりで生まれてきたわけではなく、もし両親が別な人と結婚していたら自分は自分ではないし、祖父母が、曾祖父母が...と思うと、運命の赤い糸を感じます。仕草や考え方に、ふとDNAを思い知らされることがありませんか？それは紛れもなく血筋であり家系です。家系は家族の軸でありプロセスだとすれば、「一代で成し得ないことを親子三代で」実現させてしまうことも出来るわけで、それは希望という良い感情が連鎖して作り上げた家族の物語です。これ、悪いことも家族の感情連鎖の現れだと考えると、自分の考えや行動は子々孫々にまで影響を及ぼすことだと気が付きます。「こんな親戚がいた」とか「こだわり(ルール)」など知れば知るほど、今に繋がる家風というか文脈が浮かび上がって面白いです。

「自分はだれ？」。お墓参りに行くとホッとするのは、自分とは何者なのか、自分はこういう人間だというアイデンティティを強く感じるからではないでしょうか。核家族化で血筋や家系が顧みられることは少なくなりましたが、自分らしさのベースにあるのは良くも悪くも家族であり家系です。代々受け継がれてきたなんて大げさに意識することがなくても、ご先祖様の赤い糸に感謝して手を合わせると良いことがあります。そんな気がします。



■□■———2月の記録———□■□

【今月の自己申告ノルマ:達成】

今月は、藤原さんと酒匂さんが自己申告した売り上げ目標を達成しました。社長より業績給が支給されます。

【今月の売上トップ】

賃貸仲介手数料トップ 藤原さん
売買仲介手数料トップ 酒匂さん



【今月の管理受託物件】

六本松テナント



【酒匂店長より】

仕事はリズムです。リズムが崩れては効率が落ちます。仕事中はなるべく人の仕事を中断させないように配慮しましょう。確認、連絡はまとめて端的に。

【2月の社内研修会】強制参加

2月7日(木) 16:00～17:30

テーマは「相続と法律の基本的な話」。講師は酒匂房信さんでした。社長と飲む日は箱崎の「居酒屋陣太鼓」でした。



【しあわせ倍増コラムのご案内 ホームページ掲載】

小峰裕子さんがWEBコラムを執筆しています。今月のタイトルは『相続四奉行』です。HPでは、ブログやフェイスブックなどで日々の取り組みや様子を観ることが出来ます。

【相続マインズ福岡を、あすみんで開催しました】

2月2日(土)小峰裕子さんが代表を務める【相続マインズ福岡】第22回定例研修会を開催しました。テーマは「失敗する相続対策・成功する相続計画」講師はシナジープラスグループ代表の亀島淳一氏でした。

2月15日(金)小峰勇治さんと藤原秀章さんがWAFP九州勉強会に参加しました。テーマは「平成31年度税制改正」講師は平川会計パートナーズの諸岡正也氏でした。

2月26日(火)小峰勇治さんと裕子さんが宅建協会研修に参加しました。テーマは「民泊法施行後のビジネスモデルと売買・管理の留意点」講師は行政書士の石井くるみ氏でした。

相続法約40年ぶりの改正・第2回



前回に引き続き、「相続法」改正の中から「特別寄与」の創設についてご紹介させていただきます。そもそも寄与分というものは以前から存在していました。亡くなった方に対し通常予想される範囲を超えた特別な療養看護や、財産維持・増加に特別な貢献した相続人には考慮の上、相当額を相続財産から分け与えようというもので、特別な介護などで付きっきりになっていた相続人さんは、その対価を得られるような仕組みでした。

これまでの制度では「相続人」に限定されていた為、相続人の配偶者や子が介護などで貢献した時間・費用に関しては考慮されなかったため、被相続人さんが亡くなる前に贈与をしたり、養子縁組したり、遺言で遺贈を行なうという対策を行なう必要がありました。

では、創設された「特別寄与請求権」とは何なのでしょう。特別寄与として請求できるのは亡くなった方の「相続人でない親族」と決められています。

(6親等内の血族、3親等内の姻族)

例を挙げると、お父様が亡くなられた場合の息子(相続人)の奥さんがこれに該当します。また、寄与と同様に、療養介護や家事従事、扶養や金銭労務の提供などを行なっていることが条件となります。認定されれば、相続人の承諾を得て遺産分割協議の中で特別寄与分を受け取る事ができます。特別寄与分としては様々な解釈があるようですが、介護日数×日当というような形で計算されるようです。では、特別寄与として認めてもらうにはどのようなことに注意すべきなのでしょう。

①出納帳、日記などの記録

②メール・手紙などのやり取りを残しておく

③報酬などをもらった場合は残しておく

という、誰にでも分かるように明確化しておくことが重要なようです。

この「特別寄与」の施行日は2019年7月1日とされていますから、もうすぐ施行開始です。

1つ気になる事があるとすれば、はたして相続発生時に相続人ではない立場の親族が、自分から手を挙げて請求を行なう事ができるのでしょうか。円満相続の中で、相続人皆さんから推挙があれば可能かとは思いますが……。今後の動向が気になるところです。

【3月のお誕生日】

3月6日 竹内正美さん

3月17日 大洋不動産法人化19周年



【特別社内研修】全員強制参加

3月7日(木)店舗営業は14:00で終了してください。

14:00～ コンプライアンス清掃

16:00～ 社内研修会 テーマは「相続」の基礎～法務編」講師は酒匂房信さんです。

18:00～ 社長と飲む日

【月次報告会議】任意参加

3月5日(火)7:40～8:00

8:00～8:30は町内清掃を行います。

【素直塾】全員強制参加

3月19日(火)14:00～15:00

18:00～本会議(任意参加)

【月次営業会議・異見会】

3月13日(火)18:00～19:00

【早朝勉強会】任意参加

3月26日(火)8:30～8:50

テーマは「借入金利と銀行の本当の金利を知る」です。

【今月の社員】 酒匂房信



以前より「相続対策」の勉強に取り組み、セミナーに参加したり資格の取得に励んでいます。

当初、勉強を始めた時は何かオーナー様にとって有益な情報やテクニックを習得してやろうという考えでした。勉強ですから当然です。遺言、遺産分割、節税対策、不動産・・・などなど。しかし、勉強を進めて行く上で分かったことがあります。「相続」で一番大事なことは「みんなが幸せになる円満相続を実現すること」です。相続税を納める家庭の、実に11%がもめて裁判沙汰になっています。節税に走って遺産分けがうまくいかず、「相続」が「争族」となり家族がバラバラになってしまってしまうことはよくあります(残念ですが・・・)。

相続には法的な知識はもちろんですが、道徳的な観念がすごく重要だと感じるようになりました。目指すは家族親戚全員が、この先ずっと笑顔でいられる相続です。そのためにはどうすればよいのか?いつでもご相談に応じられるよう準備し、勉強を続けたいと思っています。

